

令和4年第4回美祢市議会定例会会議録（その5）

令和4年12月19日（月曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
消防長	松永潤	病院事業局管理部長	安村芳武
総務企画部次長	中嶋一彦	市民福祉部次長	古屋敦子
建設農林部次長	市村祥二	総務企画部行政経営課長	岡崎基代

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第3 議案第87号 美祢市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第88号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第89号 美祢市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第90号 美祢市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第81号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 議案第82号 令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第83号 令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第84号 令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第91号 新市基本計画の一部変更について
- 日程第12 議案第95号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第96号 美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第97号 美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第98号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第99号 美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第100号 美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第101号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第102号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第103号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定期間の延長について
- 日程第21 議案第104号 市道路線の廃止について

日程第22 議案第105号 市道路線の認定について

日程第23 議案第106号 市道路線の変更について

日程第24 議案第107号 二級河川の指定の変更に係る意見について

日程第25 閉会中の継続審査について（議案第92号 美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについて）

日程第26 閉会中の継続審査について（議案第93号 美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについて）

日程第27 閉会中の継続審査について（議案第94号 美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについて）

日程第28 美祢市第一別館改修工事の請負契約の締結について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第5号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 御報告いたします。

本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、猶野智和議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第2、議案第86号から日程第24、議案第107号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、去る12月8日に開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案14件のうち、委員会審査が終わり、採決がなされた議案第84号、議案第86号から議案第89号、議案第91号、議案第95号、議案第100号から議案第103号の11件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

まず、議案第86号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第87号美祢市職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第88号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について及び議案第89号美祢市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、一括議題として審査しましたので、一括で御報告いたします。

委員より、定年年齢は延長されることになるが、60歳を超えた職員は、管理職から外れるということかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、部次長、課長など、管理職であった職員は管理職から外れ、室長や公民館長など、別の職につくことを想定していますとの答弁がありました。

また、委員より、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員の違いについてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、暫定再任用職員とは、現在の再任用職員と同じような形で管理職を外れた状態で、最大65歳まで継続して務めるという制度です。暫定再任用短時間勤務職員とは、暫定再任用職員ですが、パート的な短時間勤務形態の職員です。定年前再任用短時間職員とは、60歳以上の職員が、一旦退職した上で短時間勤務に移行し、定年年齢まで務めるという制度ですとの答弁がありました。

次に、議案第84号令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を御報告いたします。

委員より、於福地区管路更新事業は、線路の下を通す工事となると思うが、JR西日本との協議はどうなっているかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、今回の工事におきましては、JR西日本との協議は全て整っていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

次に、議案第103号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定期間の延長についてを御報告いたします。

委員より、美祢農林開発株式会社と美祢観光開発株式会社の経営統合とは具体的にどういうことか、また、刑務作業の実施主体はどのようになるのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、美祢農林開発株式会社の今後につきましては、美祢観光開発株式会社に吸収合併するという方法を取りたいと考えています。刑務作業の主体は、作業を提供する事業者となるため、美祢社会復帰促進センターと新たな民間事業者との間で契約が締結される形となりますとの答弁がありました。

委員より、新たな民間事業者に対して、市は補助金等の提供を考えているのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、美祢農林開発株式会社へは、竹材等の資源活用ということで補助金を交付してきましたが、新たな事業者に対しても、収支が軌道に乗るまでの間、補助金を交付したいと考えていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありました。ここでは割愛させていただきます。

また、そのほかの議案についても、委員より質疑がありました。ここでは割愛させていただきます。

また、そのほか所管事項として、執行部より、美祢市立病院、美東病院の経営状況についての報告を受けましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 杉山武志君 登壇〕

○教育民生委員長（杉山武志君） それでは、ただいまより、去る12月9日に開催いたしました教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案11件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、特に報告を必要とされる質疑はなく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

なお、議案第104号から議案第107号における市道の廃止、認定、変更、及び河川の指定の変更につきましては、委員会開催当日に現地調査を行い、それに基づいて審査いたしましたことを御報告いたします。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔教育民生委員長 杉山武志君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 教育民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 村田弘司君 登壇〕

○予算決算委員長（村田弘司君） ただいまより、去る12月12日に開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告をいたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第81号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決をいたしております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告をいたします。

委員より、市民会館のトイレ改修について、設計業務が債務負担行為を設定した令和5年度と合わせて465万3,000円となるが、そこまでの金額となる理由について、また、工事費が4,104万2,000円とのことであるが、それほどの工事が必要であるかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、工事内容としましては、建築工事、改修工事、電気設備工事、機械設備工事となります。新しくトイレのブースや壁、多目的トイレを造ったり、照明関係による電気配線もあるため、このような金額になったところですよとの答弁がありました。

また、委員より、市民会館のトイレを施設内に設置すると、休館日や時間外等にトイレを使用できないため、屋外に設置して安価にする方法は考えなかったのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、トイレを屋外に整備することも検討をしましたが、市民会館ホールの利用者のためには、建築物に接続するような形にする必要があると考えたところですよ。しかし、市民会館が昭和44年に建築されたものであり、接続するためには耐震化が必要であることから、屋内に設置したほうがよいと判断したところですよとの答弁がありました。

また、委員より、改修工事中の市民会館の使用について、及び市民会館食堂への影響についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、改修工事中の使用につきましては、かなり制約が出るとおられますので、工事業者とも調整し、早めに周知を行っていきたいと考えています。また、トイレ工事に伴い、市民会館食堂のエリア

に改修が入ることはありませんとの答弁がありました。

委員より、すくすくみね子育て応援事業について、電算システム導入委託料は、国庫補助の対象となるのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用していますとの答弁がありました。

委員より、民生費における原油価格物価高騰等、総合緊急対策事業の補助率についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、各事業者への補助にあたり、補助率というものではなく、申請されたものを全て審査し、認められたものをお支払いするというものですとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が約9,000万円計上されているが、交付金額は、国が決めた額が交付されるのか、対象事業費を積み上げた額が交付されるのか、金額の決定方法についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、国の財政計画等で、交付金の大枠総額が決まり、そこから人口や新型コロナウイルスワクチンの接種率などを考慮し、各自治体に割り振られることとなりますとの答弁がありました。

委員より、各事業に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、一般財源の充当方法についてルールがあるのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、交付金を有効に活用するため、事業費の70%に交付金を充当し、残りを一般財源としていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑、意見等がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 村田弘司君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 村田弘司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。ただいま総務企業委員長、教育民生委員長、予算決算委員

長からの申出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第86号地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第87号美祢市職員の定年等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第88号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第88号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第89号美祢市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第90号美祢市営住宅条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第81号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第8、議案第82号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第82号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第83号令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第84号令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第84号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第91号美祢市基本計画の一部変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第95号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第96号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第97号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第98号美祢市直売所みとう指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第99号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第100号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第101号美祢市勤労福祉会館及び美祢市勤労——失礼しました。美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第102号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第103号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定期間の延長についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第104号市道路線の廃止についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第105号市道路線の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第106号市道路線の変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第107号二級河川の指定の変更に関わる意見についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、閉会中の継続審査について（議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについて）から、日程第27、閉会中の継続審査について（議案第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについて）までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま、送信をいたしました。よろしゅうございますか。

本件に関し、常任委員長からの説明を願います。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） 総務企業委員会は、審査のため付託された事件について、閉会中も、なお継続審査を要するものと決定したので、美祢市議会会議規則第102号の規定により申し出ます。

対象となる議案は、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについて、議案第93号美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについて、議案第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについてです。

理由といたしまして、これら議案に関連する新庁舎等建設特別委員会において、議論を重ねてきたが、請負契約の一部を変更することについて、執行部から、議案審査をするための説明が十分になされなかったため、継続審査とするものです。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） ただいまの総務企業委員長の説明に対し、質疑はございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） ただいま議案第92号、第93号及び第94号について、閉会中継続審査申出書が上程されました。

その理由が述べられましたが、12月8日と12日の総務企業委員会では、それぞれの議案の審査はなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。委員会の日程をもう1回お願いしたいと思います。

○14番（荒山光広君） たしか12月8日と12日に開かれたと思いますけども。

○議長（竹岡昌治君） はい、ありがとうございます。総務企業委員長。

○総務企業委員長（猶野智和君） 審査ですが、審査は行われておりません。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。総務企業委員長、自席に着いてください。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、日程第25、閉会中の継続審査について、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。御意見はございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 3つの議案についての一括でよろしいですか。

○議長（竹岡昌治君） 別々をお願いしたいと思います。今92号を上程しています。

○14番（荒山光広君） 多分全く同じ内容になると思いますけども、反対の立場で意見を申し上げます。

今回、この議案について、継続審査とする理由が、議案に関連する新庁舎等建設特別委員会において議論を重ねてきたが、請負契約の一部を変更することについて、執行部から、議案審査をするための説明が十分なされなかったためとありましたけども、私は、2つの点から、これらの議案を閉会中継続審査とする理由にはならないというふうに思っております。

1つ目は、これらの議案は、総務企業委員会に付託されているにもかかわらず、先ほどありましたけども、委員会で審査そのものがなされていないこと、2つ目として、そもそもこの議案は、さきの9月定例会において、3つの工事の継続費合わせて3億943万円を含む補正予算が既に議決されており、この補正を担保にそれぞれの工事の請負契約において、工期と契約金額を変更することについての議案が、本定例会に上程されていることであります。

1つ目については、委員会審査独立の原則から逸脱していると思われれます。総務企業委員会の前に開かれた新庁舎等建設特別委員会での質疑に対する答弁が不十分であるとの理由がありましたけども、例え、これらの議案に関連がある内容であつ

たとしても、そのことで総務企業委員会として、付託を受けた議案の審査がされていないというところに問題があると思います。

本来、閉会中継続審査は付託された議案について、委員会として熟議を重ね、なお結論が出ない場合に行われるものであり、この議案についての閉会中継続審査はあり得ないと思います。

次に、2つ目について、さきの9月定例会において、3つの工事の継続費、合わせて3億943万円を含む一般会計補正予算（第6号）が上程され、予算決算委員会に付託されました。その審査の経過の中で、継続費については、さらに検討が必要であるということで、新庁舎等建設特別委員会が開かれ、当初の入札方法確定までの経緯について、また、追加発注工事決定までの経緯について、各種資料に基づいて、執行部及び東畑建築事務所さんから説明を受けて、活発な質疑応答がありました。その議論を参考に、予算決算委員会において審査の上、可決され、本会議でも可決されたわけであります。

したがって、これら3議案の金額の変更については、内容を含め、既に議会として決定しているので、異論を挟む余地はないと思います。

仮に、工事にかかる変更内容にさらに疑義があるとするれば、それは、新庁舎等建設特別委員会の中で、検証という意味で議論すればいいことであり、このたびの議案に持ち込むのは適当ではないと考えます。

以上のことから、この議案について、閉会中継続審査に反対をいたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私は、本議案に賛成の立場で意見を申し述べます。

ただいま、荒山議員より、るる反対の御意見が出されましたけれども、私は、本件に関して、ポイントは2つあります。

1点目は、工事の最終段階で予定されていた外構工事の一部を前倒しで実施しておられます。

その理由は、工期をなるべく短くするために、手段としてそうしましたという説明がなされている。これが1点です。この点について、それは、追加工事ではないかという異論が出されています。それに対して、追加なのか変更なのか、きちんとした説明がなされておられません。

もう1点目は、要すれば、実施設計の段階で十分に練られた案件でないのに、工

事を請負業者が実施したと。その段階で、何と3億円の追加工事。それから5か月の延伸と、こういう結果に相なっています。

これは、実施設計が、私は適正でなかったと、この理由によってそうなったんだろうと思っています。

この2つの問題について、特別委員会で執行部に説明を求めました。求めて求めて求めましたが、きちんとした説明がなされておりません。これでは、幾ら予算を認めたからといって、今回の業者との変更契約締結には進むわけにはいきません。執行部は言語左右にして、事柄の詳細について、きちんとした説明をしようとなさらない。こんなことで、議会としては承認するわけにいかない。よって、私は、本件について、賛成をいたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 恐らくそういう意見が出るだろうと思っておりましたけども、全般的な外れだと思います。

総務企業委員会に付託された議案でありますので、総務企業委員会の中で議論すべきであって、今の坪井議員の意見は、特別委員会の中で議論されるべきものがあります。

先ほど言いましたように、委員会は独立審査の原則というものがございます。幾ら、特別委員会の中で話がつかなかったとしても、総務企業委員会は総務企業委員会に付託された議案を粛々と議論して、可決といいますか——採決をされるべきではなからうかというふうに思っております。

その中で、基本設計がどうのこうのとかですね、外構工事を前倒しにしたとかありますけども、オイルタンクと外構工事のことだろうと思いますけども、9月28日、また、10月11日に特別委員会が開催をされました。そのときに、変更の内容の説明がございました。このたびの特別委員会、また……

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員、とめて悪いんですが、外構工事の説明があったとおっしゃったんですが、今回の委員会で初めてあったと思います。

○14番（荒山光広君） いや、あったというのが、9月と10月の特別委員会、そして、このたび出された変更内容の資料があったと思い——積算をした資料があったと思いますけども、全く同じ資料が出てるんですよ。

すなわち10月11日ですか、東畑さんをお呼びしていろいろ議論をされたと思いますけども、本来であれば、その中で議論されるべきではなかったかなというふうに思っております。資料が違っておれば、私もまずいなと思ったんですが、確認しましたら全く同じ資料が出ておりました。

したがって、外構、また、オイルタンクを含めたものでの資料がありましたので、ということでございます。

ですから、やはり、特別委員会の議論と総務企業委員会での議論は独立したものでございますので、先ほどから言いますように、総務企業委員会に付託されておりますので、これは粛々と審査をして、採決まで行くべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私は、総務企業委員会の一員でございます。ただいまの荒山議員の発言は、事実に基づいておりません。総務企業委員会でも、随分とこの問題で議論しました。しましたが、執行部から、要するに、実施設計が決まった段階での詳細な説明は一切ないんです。肝心の点をボーンとごまかして、説明されています。

もうちょっと言いますと、今回の地盤改良工事に限って言います。

地盤改良工事に関して、当然、杭を大きな柱の下に杭を打ちます。その合計が67本です。その杭を打つにあたって、実施設計で決まったことは、そのうち67本のうち18か所について、溶食洞があるからオールケーシング工法を採用しますと、こういうふうになっているんですよ。それはね、何を意味しているかっていうと、溶食洞の分布があるということは分かっているけれど——予見したけれど、分布状態がはっきりしない。よって、実施設計では、18か所のみオールケーシングをすればいい。そういうふうに決めたと、こうおっしゃるんですよ。

しかも、東畑設計事務所さんの証言を読みますと、それで、なお不安が残りますと明確に言っておられます。大丈夫ですと、何ら申し上げて——申されておられません。

そういう実施設計を基にして、入札の重要な資料とされているんですよ。それが、私は理解できないって申し上げておるんで、荒山議員おっしゃったような、総務企

業委員会で何の議論も出されてない。事実誤認です。訂正してください。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかの議員さん方、何かございますか。村田議員。

○6番（村田弘司君） 今回の閉会中継続審査申出書、これ、あくまで、私も総務企業委員の一員です。

ですから、これは総務企業委員会として、委員長の下で決定をしてこの申出書を出しております。ですから、ここで今、反対討論、賛成討論を求めておられます。

しかしながら、この場で議論を交わす中において、出した当事者たる総務企業委員の面々は、この中で反対に回れるはずもございません。

したがって、ちょっと今、反対討論の意見も出ました。それから、賛成討論の意見も出ました。これから、ここで異論左右じゃないですね——混沌の中に落ちることも考えられますので、ちょっと一時、議長の御判断によって休憩を取っていただけませんか。よろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） その前に、山中議員。

○13番（山中佳子君） 総務企業委員会の前日に、特別——新庁舎建設特別委員会が開かれております。そのときに、議員全員が参加しております。その際、この執行部からの説明に際して——ついて、納得したという意見は1人もありませんでした。

それを受けて、総務企業委員会では、皆さんそれで継続審査ということにしてよろしいでしょうかという委員長からの問があったと思います。それで、皆さん全員参加して継続審査ということに決定しております。それを優先していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ちょっとここで、荒山議員。

○14番（荒山光広君） すみません。

確かに、総務企業委員会で、全員で決められたことだということは認識しております。

ただ、冒頭言いましたように、委員会審査の独立性というものがございます。

その中で、先ほど坪井議員は、議論したとおっしゃられるんですけども、先ほど私が委員長に質疑したときには、議論してませんと、審査してませんということでしたので、100歩譲って、総務企業委員会の中で審査をされて、それでも結論が出

ないのでということであれば、継続審査もありうると思うんですけども、審査されていないということなんで、先ほどの反対意見になったわけであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと休憩取りましょう。11時10分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を続行いたします。

ただいま日程第25、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについての討論中でした。参考までに申し上げます。

ほかに御意見ございませんか。山下委員。

○2番（山下安憲君） 先ほどの総務企業委員長報告に関しまして、私の意見を賛成の立場で述べさせていただきます。

先日、12月7日に行われました新庁舎等建設特別委員会の後ですね、これを受けて、12月8日木曜日総務企業委員会が開かれました。その議事録から抜粋して御説明します。

その日の委員長、猶野委員長の発言からです。次からの議案92号から議案第94号までの3件は、新本庁舎建設工事に関連する請負契約の一部を変更するための議案です。これに関連して、昨日、新庁舎等建設特別委員会が開催されましたが、執行部から十分な説明がなされなかったと思っております。

つきましては、この議案3件につきましては、後日開催される予定の特別委員会の後に審査いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんかということで、異議なしということになっての12月12日の新本庁舎特別委員会、そして、そのあとの総務企業委員会となっております。

12月12日月曜日に、新庁舎等特別委員会の審議ありまして、そしてそれを受けて、総務企業委員会の中の、また議事録からの抜粋です。

猶野委員長の言葉からいきます。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案14件のうち、審査が終了していない3件について審査いたします。審査いたします。

審査が未了な議案は、議案第92号美祢市新本庁舎建設工事の請負契約の一部を変

更することについて、議案第93号美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについて、及び第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについての3件であります。この議案について、どなたか御意見等はございませんでしょうかというふうにあります。坪井委員のほうから、ただいま委員長のほうからございました3つの議案につきまして、これに関連する新庁舎特別委員会において、随分と議論を重ねてまいりましたが、誠に残念ながら、私ども、まだ執行部の説明責任が十分果たされているというふうには認識できない状況でございます。よって、3つの議案については、継続審議ということで、継続審査のことですね、ということで、提案をしたいと思っております。委員長よろしくお願いたします。

このような流れで委員会が進められました。ですので、審議はですね、一応審議ということでやっていくことで、全然審議がないということだったんですけども、そうではなくて、新庁舎等特別委員会の話合いの意向を踏まえて、それを十分に受けて、この委員会が開催されたということですので、審議がなかったとかそういうわけではありません。

先ほど、荒山議員が言われました委員会独立の原則と言いますけども、一応ここでは、ちゃんとしたこういうふうな審議としてやっておりますので、この審議の過程も一応尊重していただけたらなということで、これが総務企業委員会での決まったというか、審議されたことということであります。

ですので、先ほどの総務企業委員長報告の中で、審議がなかったというのは、ちょっと私の中では、語弊というか、ちょっと、そういうことではなかったということで、皆さんには認識していただけたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 反対なんですか、賛成のどちらの討論……。

○2番（山下安憲君） 賛成討論でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにどなたか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、山下議員からお話がありました委員会の中身のことについてはですね、ごもつともだという気持ちがしております。併せて、今回、議案として出ている内容は、一部を変更するってということで、新庁舎等建設特別委員会の最中で、変更するにあ

たつての経緯、協議書等を提出を求めたんですけど、協議の過程が全然記録が残っていないということで、審議は中断しておりました。

同じく総務企業委員会で、この議案について審議しようにも、その変更に至った経緯、そういったものが提示できてないので、審議のしようがなかったのではないかというふうに私は認識しております。

したがいまして、先ほど山下議員のほうから、委員会の中での話が出ておりましたけど、それが本当だろうと思いますので、そこを尊重して賛成させていただきます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今はもう討論ということですので、反対か賛成かということになるかと思えますけれども、私は、その前に確認をしたいことがあるんですけども、もしそれで、そういうことができないとおっしゃるのであれば、あえて、賛成でも反対でもない立場でと、これは駄目なんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 御自由です。

○5番（藤井敏通君） 分かりました。

○議長（竹岡昌治君） ただし、質問は受けられません。

○5番（藤井敏通君） 分かりました。じゃあ質問ではなくて、まず、今、この第92号が討論になってますけども、そもそも先ほどの総務企業委員長報告の中に、この92号、93号、94号の3議題について、審議の結果、賛成であったか、反対であったか、全く言及されてません。

それが終わった後、審議に入りますということで、荒山議員からいろいろ意見が出ましたけれども、そもそも委員会に付託された議案について、その委員会で賛成、反対、あるいは第3として、継続審議という選択があるとするれば、何らかの付託された委員会からの意見があつて初めて、じゃあこの議案についての質疑、あるいはそれがなかったら、討論、採決と、こうなると思いますが。

私の認識としては、付託された、それに対する意見がはっきり分からないっていうか、ないまま、本当に採決したりということがあり得るかっていう。だから、これは、反対でも賛成でもないということなんですけれども、その点がやはり明確でない、我々というか、特に総務企業委員会には出ておりませんので、総務企業委員会がどういう判断されたかということが、我々、最終的に判断するという大きな

要因ですけれども、そこは、もう討議だから討論だからもう駄目だとおっしゃるのであれば、あえて、どう言いますか、意思表示っていうことになると、これは自分なりに、委員会の付託、決議は全くないままにということですけど、本当にそういうことなんですか。

やっぱり付託されたっていうことは、賛成か反対かあるいは審議を継続するかという、そういう委員会の結果を待って、本会議で、質疑、討論、表決ということだと思ふんですけど、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 私のほうからお答えをしたいと思います。もう委員長報告に対する質疑もありませんし、質疑の時間でもありません。したがって、先ほど山下議員が発言されたとおりであります。

私も、一応、オブザーバーとして出席させていただきました中で、山下議員が言われたように、委員長が提案をされ、そして、坪井議員がこうこうこういうことで継続にしたかどうかという意見もありました。それに対する委員全員の皆さんが同意をされたという結果でございます。その結果、継続審査を委員長のほうから提案されたというふうに取り扱っておりますが、よろしゅうございましょうか。それ以上ありますか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ということは、委員会からのいわゆる結論というのは、賛成、反対、延長と延長も意思表示だと、こういうふうにして、それは、先ほどの委員長報告の中にはなかったですけども、そのあと、委員長名で、いわゆる継続だというふうに出ましたんで、それが、委員会の意思だと、こういう理解でよろしいということですね。

○議長（竹岡昌治君） 結構です。ほかにございせんか。田原議員。

○3番（田原義寛君） 私も新庁舎等特別委員会のほうに何回か参加しております、その中でいろいろと話の経緯を聞いておったわけですけど、そもそも先ほど杉山議員もおっしゃいましたけど、審議のしようがない。あるいはどういった経緯でこのたび、こういった内容になったか、業者等との議事録っていいですか、そういう記録もない、そういったこと等々聞いておりますんで、これ以上審議を継続したところで、何か新しいものが出てくるかっていうと、私は決してそうは思わないわけですね。

その上でさらにこれ延長して、新庁舎に関して、建設がさらに遅れてしまうと、

影響がまたいろんなところに波及しようかっていうところは実際思っているところでありまして、その立場から私は、継続審議は反対です。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今、審議できないから承認してしまえといったふうな発言がありました。影響があるものでしょうか。このたびの継続審議を続けるに当たって、影響が出るのか出ないのか、そこは一度確認しておいたほうがよからうと思いますので、お時間をいただきましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） それでは、20分まで休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時46分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 先ほど私の発言なんですけれども、完全に私の1人認識違いというか、致命的な認識違いの下に発言してしまいましたので、修正をかけて、訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

私は、先ほどのもうこの回が既に92号ですか、変更契約のもう議論、審議に入っで、で、討論だったと勘違いしております、それだったら、まだこの件については、審議もなく、また、委員会報告から賛成であるか反対であるか、あるいは継続であるかという委員長報告もないままにもう進んでたと、勝手に誤解しておりました。だから、それではちょっと本来、付託された意見がないようにっていうのはおかしいんじゃないかということで発言したんですけども、先ほど確認したところ、今この場で審議してっていうか、討論、討議してることは、午前中に総務企業委員長名で、3つの変更契約について、閉会中に継続審議をしたいという要望が出て、その可否っていうか——について、今、討論してるということが分かりましたので、先ほどの私の発言については、もう私自身も完全な誤解というか、勝手な思い込みで発言してしまいましたので、もう訂正というか、あるいはもうなかったことというか、お願いしたいなというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。ほかにございませんか。田原議員。

○3番（田原義寛君） 私もですね、先ほどの発言を訂正させていただきます。総務

企業委員会、独立性をあるということで、このたび、このような申出がありましたので、継続審査ということに同意いたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） それから、杉山議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

支障があるかないかということでございますが、その点につきましては、先ほど会派代表者会議も開かせていただきましたし、私のほうで責任を持って措置したいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） じゃあそういうことで、ほかにないようでしたら打切りたいと思いますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。それでは、御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、日程第25、閉会中の継続審査について、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについてを採決いたします。本件について閉会中の継続審査をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第26、閉会中の継続審査について、議案第93号美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。御意見はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、日程第26、閉会中の継続審査について議案——荒山議員にお尋ねいたします。荒山議員、先ほども、ほかの2件も併せと同じことを申し上げるがとおっしゃったんで、挙手で採決したいと思うんですが、反対なんでしょうか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 冒頭申しましたように、3つの議案ちゅうか提案について、反対という立場でございます。したがって、93号についても、同じ内容で反対をい

たします。

○議長（竹岡昌治君） すみません、討論を打ち切った後確認をいたしまして申し訳ありません。

これより日程第26、閉会中の継続審査について、議案第93号美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについてを採決いたします。本件について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって本件は、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第27、閉会中の継続審査について、議案第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。御意見はございますか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） この94号についても、92号、93号と同じような内容で反対いたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） これより、日程第27、閉会中の継続審査について、議案第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについてを採決いたします。本件について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決しました。この際、暫時休憩いたします。

なお、この間に会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会の開催をお願いいたします。

午後1時54分休憩

午後3時20分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会議務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の2）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） お諮りをいたします。この際、日程第28号を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、日程第28号を日程に追加することに決しました。

日程第28、議案第108号美祢市第一別館改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。この際市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和4年第4回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について、御説明を申し上げます。

議案第108号は、美祢市第一別館改修工事の請負契約の締結についてであります。美祢市第一別館につきましては、昭和59年建築の地上3階、鉄筋コンクリート造りの庁舎であります。今後も相当期間継続して利用するため、今年度から2か年の継続事業として、大規模改修工事を行うこととしております。

つきましては、美祢市第一別館改修工事を行うにあたり、去る12月8日、工事の入札を執行した結果、高山産業・西田産業特定建設工事共同企業体が3億635万円で落札したため、美祢市第一別館改修工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第28、議案第108号美祢市第一別館改修工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） まず、この今回提出されました3億、今日だったですけれど

も、これっていうのは、今まで23億とかいうことで、新庁舎については、当初32億か何かはかなり削減して、20億強ぐらいということだったと、私は思ってたんですけども、その総額の中に、あらかじめもう入った3億なんですか。

その辺、どうも何か、前回の工事、地盤工事でも3億という追加ということで、今いろいろ問題があって議論されてますけれども、今回のこの第一別館の改修の3億というのは、もうあらかじめ当初お聞きしてる縮減した予算の中に入ってるものなのか。新たに、それにプラスなのか、その辺をちょっと確認したいと思いますけども。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

藤井議員の20億強と言われますのは、本体工事、いわゆる本庁舎の本体工事の工事費でございます。こちらのほうは、第一別館工事ですので、20億——20億強というその工事費の中には入っておりません。したがって、総事業費の中の金額、総事業としての全体の工事の中の第一別館工事となっておりますので、その総事業費の中の3億ということで、今回計上しております。

また、今回3億——第一別館工事の3億っていうのは——申しますのは、追加で3億ということではございませんで、当初予定しております金額のままでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の御説明によりますと、この今回提出された金額については、当初総額の中に入ってたというお話ですね。

そうすると、私自身は、実は、当初幾らで、それが削減努力で幾らになってとかいう全体の数字が正直、整理されてないものですから、申し訳ないんですけども、私の理解としては、もうトータルでこの新庁舎を建て替えると、それこそ、当初32億ぐらいで収まるんだらうと、それをさらに縮減して20億ぐらいというふうに思っておりました。

でも、実際には、全体のついていきますと、本体と今回のこの改修とさらには外構とかあると思うんですが、そうなりますと、全体の金額というのは、もともと20億、30億とかいうのではなくて、もともともう50億、60億ぐらいの計画であつたって

うのが正しいことですよと、こういうことなんですか。

質問の意味が分からないとしたら、すみません。もともと、この庁舎の建て替えていうのが、いわゆる30億とか40億とか、それを市長の強力なリーダーシップの下に、とにかく縮減しよう。かなり上部が縮減できたんじゃないかと思ってたんですけれども、結局その縮減したっていうのは、先ほどの話で、本体工事だけ縮減しましたと。それ以外の第一別館を今回改修ですとか、外構ですとか、そういうふうなものは、もともと10億なら10億あったのに、それは別に変わってませんと。

そうすると、本当にこの新庁舎の建て替えていうその金額は、もともとは60億ぐらい、それが本体価格が10億ぐらい減るから50億だと、こういうことだったということなんですかね。もしそうであれば、私自身が全く理解をっていうか、間違ってた理解をしていたので、改めてちょっと確認させていただきたいと思いますけど。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、金額のことをおっしゃられておりましたけども、新本庁舎整備基本計画、これ令和元年9月であります。このときに、事業費としては、42億4,000万円のうち主体建築工事、いわゆる建築工事費と電気設備と機械設備を合わせますと32億7,000万円ということが示されておると思います。

その後、先ほどおっしゃられましたように、いわゆる32億というそうした建設工事の部分について、圧縮を――削減を試みまして、そこを落としております。それで、現予算では25億2,000万円というところが今きているところではありますが、一方で、先にお示ししました財政推計、財政計画におきまして、この事業は、令和3年度から完成までが、今、40億4,600万円というところ――何がしというところで計画をお示ししてありますので、それがいわゆる総事業費40億4,700万円ぐらいですか、正確には40億4,699万1,000円ということで、皆様方にお示ししておるところであり、そのうちの主体建設工事費というのが、9月議会の補正予算の際に、9月議会の補正予算の時に認めていただいた25億2,000万円というのが、現在こちらが捉えておる数字であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 今回の工事で3億635万円の工事費なんですけど、どんなふうに改修されるのでしょうか。本館との渡り廊下を造るとか、以前にですよ、以前に説明がありましたが、本館等の渡り廊下でつなぐとか、1階を事務所にするとか説明がありましたが、改めて改修工事の内容についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。改修工事の、このたびの改修工事の内容でございます。

まず、現1階のピロティ部分、いわゆる現在駐車場に、庁用車の駐車場になっておりますけれども、そのピロティ部分を執務室に模様替えをいたします。事務所部分の割合を増やしまして、各階の床は自由に配線が可能なフリーアクセスフロアとしまして、機能的、耐用年数向上を図ります。

それから、2階、3階におきましては、建設中の新本庁舎とのアクセス向上、先ほど三好議員から渡り廊下と言われましたけれども、アクセス向上を図るため、連絡通路を設けます。

それから、屋上防水改修工事、これを行いまして、躯体の物理的耐用年数の向上を図り、また、省エネに配慮したLED照明、それから換気設備を設置する工事としております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 分かりました。

それで、3億635万円ですか、この工事費の内訳っていうか、何ですか、仕様書というんですか、何かちょっと専門的でないんですけど、今の設計のあれは聞きましたけど、どんなふうにこの金額が、どんなふうに振り分ける、そういうのは示されてませんが、私たちが知るところじゃないのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。今回の議案は、契約の議案でございますので、その工事の内訳工事の、内訳の詳細は示しておりません。

それから、また本体工事、いわゆる本庁舎との工事との連携がございますので、その辺は、それぞれちょっと別個に御説明するということはちょっとできません。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 今からちょっと資料を配信しますから。一応図面もちょっと配信して。配信はしましたが、何か説明加えることは。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、それぞれのフロアの図面をお送りいたしましたので、これにそれぞれの金額は入っておりませんが、先ほどの、私が口頭で内容——改修内容を御説明いたしました。それぞれのフロアの形状はお示ししておりますので、御覧いただければと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） すみません。こんなこと聞くべきじゃないのかなと思うんですけど、3億の追加の——635万円ですか、追加の算出根拠っておかしいですね。

○議長（竹岡昌治君） 追加じゃないですよ。

○12番（三好睦子君） 追加じゃありません、すみません。この3億のこの金額出されたか、算出根拠というんですかね——。

○議長（竹岡昌治君） 積算資料ですか。今まで議案として、積算資料は添付したことはありません。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 先ほどの藤井議員の質問に関連いたします。そもそも論です。

私の理解では、前市長が計画されたときに、私は27億円だったと思います。しかも本庁舎は4階建て、それで27億円で計画されたと、このように理解しております。もし記憶間違いでしたら、後で訂正してください。

27億円で、4階建てでいきますよ、こういうことだったんですよ。それをそんなことじゃあ大き過ぎるって、これいみじくも市長がおっしゃいましたよ。何かね、いろんな現状から言うたら、それはでか過ぎる。だから、3階建てにして、しかもその場合は、第一別館はそのまま使うと。第一別館も築今40年ですかね。そうでしょう。

だから、私はね、申し上げたのは、40年なら早晩ですよ。もう寿命が来るじゃないのって。それを残して、無理やり渡り廊下でつなげなくても、それはそれでもう解体して、新しく造る本館を4階建てにしたらどうですかということを随分主張しました。この話とつながってこないんですよ。

それで、篠田市長の提案で、何とか20億円程度に納めろという提案がありまして、それで、一生懸命おやりになったけれど、結局23億円ですと。幾ら頑張ったって20億円にはなりませんと。23億円ですと、こういうことですよ。

そして今回、さらに3億円追加したから、二十五、六億円になっちゃう。これ事実ですよ。皆さんもうお忘れになってる、知らん顔しておられるけど、そういう経緯があるんですよ。違いますか。

それに対して、今回また3億円って、これ何ですか、これ。もう合わせてやったら30億近くなるじゃないですか。篠田市長がおっしゃった20億円程度に収めるっていうのが、何と30億円近くなる。おっしゃることと、現に進んでることが違うんですよ。物すごい乖離がある。藤井議員、先ほどそういうことをおっしゃりたいと私は感じましたんでね、あえて申し上げます。

きちんとね、今私が申し上げたことが間違いなら間違い。かくかくしかじかで間違いだ。訂正するなり、やってください。お願いします。変ですよ。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

そもそも最初の当初の計画から第一別館を改修して、耐震化を満たしておりますので、改修して使用するという最初からの計画でございます。

私が実施いたしましたのは、そもそも計画が6,800平米だったと思います、新本庁舎が、それを3分の2の規模で、十分、今後も見据えながら、今後考慮しますと3分の2の、3分の2でも、この現庁舎の1.5倍ということになりますので、十分の面積は有しているという判断で決定させていただきました。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今のお話は何度も聞きました。何度も聞きました。私はそれを申し上げてるんじゃないんですよ。あなたが20億円程度で納めるということですから、御担当の方が一生懸命やって、逆立ちして、何とか23億円に収めたんですよ。それが、もう既に今問題になってる地盤強化の問題等で、25億何ぼですか。もう26億近くですよ。さらに、もう3億円プラスでしょう。だから28億か29億なんですよ。そのお話との、今あなたがおっしゃった話との整合性、それについてお伺いしたんです。教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えいたします。

坪井議員のおっしゃった25億と申しますのは、あくまでも新本庁舎の本体工事費でございます。

今回、上げさせていただいておりますのは、第一別館改修工事でございますので、その本体工事費の中の金額には入りません。そもそも第一別館改修工事の話が始まった経緯をちょっとここで御説明させていただきます。

こちらのほうは、平成30年、平成30年に策定されました新本庁舎整備基本構想、ここがスタートでございます。新本庁舎整備基本構想の中で、新本庁舎面積算定において既存建物、この中に第一別館も入っておりますけれども、既存建物を有効活用することも検討するといったしまして、基本構想策定委員会、ここで話し合いを、協議をされたところでございます。市議会からも、御出席をされて審議をされております。

その後、令和元年に策定の新本庁舎整備基本計画の中で、規模の算定においても、第一別館を含んだ面積を基本面積とすることといたしました。それから、階数の検討等においても、第一別館を活用するというので計画しまして、全体事業費算定でも、第一別館改修工事費として、このときに、既に約3億ということで想定しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） この本庁舎建て替え問題について、私はもう随分前から、しつこくしつこくしつこく質問してるんです。いずれもまともにお答えになってない。はぐらかしてるんですよ。今、中嶋次長の説明、そんなことは私は聞いてない。一時期あったでしょうが、4階建てっていう案が、それを聞いとるんですよ。あなたあえて無視される。

だから、真面目に、私が問うたことに真面目に答弁してくださいよ。まともにお答えしてない。おかしいですよ。

とにかく、前市長のときに27億円っていう、それは明確に残ってますよ。今私のタブレット故障して出ませんけど。その一連のことを、何かしら奥歯に物の挟まったようなことで、私はごまかしておられると思う。ストレートにお答えになってな

い。私の質問の意味が分かりますか。曲解してるんですよ。4階建てになったんですよ。記憶にある方いらっしゃるでしょう。もうそんなこと忘れて知らんという、それはね過去のことだっていうのは事実ですよ。だけど、私はね、第一別館だってもう40年間たってるから、間もなく老朽化して使えなくなる。せっかく造り直すんだから、第一別館はそのうちもう撤去する、そういう前提で4階建てを私は、盛んに申し上げた。誰もそんなこと知らんという答弁じゃないですか。もっとね——私はいいかげんに発言してないんですよ。きちんとした根拠を持って発言しとんですよ。なぜまともにお答えにならないのですか。おかしい。答えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

令和元年の基本計画では、新本庁舎新築工事分、これは想定単価、想定単価が平米48万、面積は6,800平米で32億7,000万円の新本庁舎の予定でございます。その際に、もう既に第一別館を使うということを決定しておりますので、第一別館の想定単価は平米25万円で2億9,000万円、当時ですけど、それを想定しているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 同じ質問ですか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 議長にお願いします。やっぱり質疑応答っていうのは、質問し、それから答弁があつて、それで進んでいくんですよ。テーマとしては同じことかもしれんけど、同じことを3回以上聞くなつて、それはね、事と次第によって緩和してください。お願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） そのつもりです。

○8番（坪井康男君） じゃあ4階建ての案はゼロだったですか。そんなことないですよ。そこら辺で覚えておられる方、いらっしゃるでしょうが、前の市長にも私は言いましたよ。せっかくの機会だから4階建てにすりゃいいじゃないですか。何で40年もたってる第一別館を残すんですか。ごもっともだっていう、当時の発言でしたよ。それをあなた方、もうきれいさっぱり忘れておられる。それを申し上げたんです。

だから4階建て案はゼロだったかって、じゃあその点を答えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

当初は、6,800平米で、坪井議員おっしゃるとおり4階だろうと思います。それを3階にして、6,800平米から圧縮したということでございます。

その当時からですね、別館はそのまま使用するという当初の計画でございますので、そのまま私のほうも、それを、計画を踏襲しているということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 虚偽の答弁ですよ。何をおっしゃいますか。3階建てにするから、第一別館はいるんですよ。違う。あなたの答弁おかしい。もうこれ以上言うと、もう声が荒くなって、もうやめます。虚偽の答弁。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員、関連ですか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいまの市長のお話、これは坪井議員じゃないんですけど、私も、全く納得できません。

と申しますのが、確かに、必要な面積っていうのは、当初よりも少なく済むというか、3階建てでも済むかもしれませんけれども、それは、それにかかる金額がやはり同じように少なくなると。だから、3階でいけると、そういうことだろうと思うのに、ただ単に4階であろうと3階であろうと面積が変わる。もう、その辺大丈夫だからって、肝心の金額のほう全然伴ってないじゃないですか。

で、当初の4階建てが、先ほど坪井議員が言われたように、27億でできるということであったならば、そこから減らして、20億何がしかでという話だったと思うんですよ。それが実際には、どうも地盤の件もありますし、どんどん上がってますけれども、要は、さっき藤澤部長のほうから、当初、この年次計画ですかね、当初全体の金額が42億という話で、そのうちの本体が32億8,000万やという話だったですね。それが、実際に、現状では、本体は25億だと。そうすると、ここで7億減ってるわけですよ。

ところが、トータルは、当初が42億で、財政何とかで基準で考えると、トータルで44.6億ですと、こういうお話だったんですけども、トータルでは全然減ってないではないですか。

だから、今までどういうふうなお話をやったか、我々も聞いてます、ある程度聞いてますから、全く、執行部のほうが御説明が悪いとは言いません。私のほうも、

聞き逃してるとかいうことがあるかもしれませんので、ぜひ、以下の資料を、もしあれば、提出をお願いしたいと思いますし、なければ、簡単なもう数字だけで結構なんで、当初の計画が、本体価格とそれ以外の第一別館の改修あるいは外構も含めて、幾らで、総額幾らになります。

それが、今回いろいろ見直しをして、最終的に、今言った本体価格、外構、第一別館の改修、これが幾らになって、トータル、一応今幾らの計画ですと、それであれば、先ほど坪井議員がおっしゃったような、当初4階建てのときの計画はこうでした。本体価格がこれで、トータルの外構とかもひっくるめて幾らでしたと、その辺を並べていただいて、推移が分かるような、そういう資料をお持ちでしたら請求したいと思いますし、もしないんであれば、もう億単位で結構なんで、つくっていただければと思いますけど、これは議長のほうに、取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） それでは、暫時休憩します。

午後3時59分休憩

午後4時49分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により、会議時間を延長いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時54分再開

○議長（竹岡昌治君） それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

藤井議員並びに坪井議員からの要望がありました資料について、配信を今したところですが、執行部から簡潔に説明願います。藤澤部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） それでは、ただいま配信しました資料について御説

明申し上げます。

この表は、新本庁舎整備事業における事業の変遷、事業費の変遷ということであり、項目としましては、令和元年9月の新本庁舎整備基本計画に示された金額、続いて、その右が令和4年3月議会に提出した資料で、これは令和3年11月に、それぞれ主体建築工事を入札後の金額を反映させたものであります。

最後に一番右側ですが、これは財政計画反映ということで——に載せてる数字で、令和4年9月定例議会のときにお示ししたところの予算と一致している数字であります。

少し内容を説明させていただきますと、事業費の欄42億4,000万円、それが38億3,526万6,000円、40億4,699万1,000円、これが、令和3年度から以降のこの事業に係る総事業費であります。

そのうち、主体建設工事については、先ほども少し申し上げましたけど、基本計画のときには32億7,000万円と示しておりますが、それが入札後22億1,800万円、そして、その後9月議会でお示ししましたこの本議会にも提案させていただきました今25億2,000円、つまり3億円増額の数字であります。一番下段、真ん中ほどですが第一別館の工事費、これが基本計画のときに2億9,000万円と示しておりましたのが、令和4年3月において、3億715万3,000円とし、予算も9月議会のときに3億715万3,000円でいただいております。

なお、この3億715万3,000円が先ほど提案説明させていただきました、今工事請負仮契約に基づきます現時点で3億635万円に相当するものであります。

事業費の基本計画以降の動きについての説明を以上とさせていただきます。

○議長（竹岡昌治君） 今説明を受けました。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 次に進みたいと思います。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第108号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、各議案は委員会付託を省略することに決しました。訂正をいたします。よって、本議案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。日程第28、議案第108号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第108号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

令和4年も残すところあと僅かとなりました。寒さ厳しき折からでございますが、市民の皆様、また議員の皆様も健康に留意され、健やかに新年を迎えられますよう祈念申し上げます。

市長、何かありますか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今期定例会に提出いたしました重要な諸議案につきまして、慎重に御審議賜りました。誠にありがとうございます。一部、一部、本当に執行部の説明不足の点がありましたこと、この場をお借りし、おわび申し上げます。

以後、こちらのほうもきちっと整理し直して、議員の皆様方に御説明させていただければと思います。

本年も残り僅かとなりました。昨日から非常に寒い日となっておりますのでございます。皆様方には、本当にこの1年間大変お世話になりました。議員の皆様方におかれましては、お体を大切にされまして、御健勝で御多幸な新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げます。

また、このMYTを御覧の市民の皆様をはじめ、市民の皆様にとりまして、本当に幸多き新年を迎えられますよう、市長として心より願っております。この1年、皆

様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（竹岡昌治君） これにて、令和4年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変皆様、朝からお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時01分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月19日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃